

平成17年度大学機関別認証評価委員会（第1回）議事録

1 日 時 平成17年5月9日（月） 15:00～17:00

2 場 所 学術総合センター 1113・1114会議室

3 出席者

（委員）相澤委員，有本委員，池端委員，石委員，荻上委員，川口委員，小出委員，
河野委員，後藤委員，佐藤委員，鈴木委員，館委員，マルクス委員，
前原委員，森委員，吉川委員

（事務局）木村機構長，荒船理事，長谷川理事，山内教授，原山教授，齊藤助教授，
加藤評価事業部長，室溪評価第1課長 他

4 議 事 （○：委員長，●：事務局）

○委員長 まず，第4回の議事録については，事前に各委員にご確認をいただいておりますので，確定版として配付させていただきます。

（1）平成17年度申請状況について

○委員長 それでは，平成17年度申請状況について，事務局から報告をお願いします。

● 資料2「平成17年度申請状況について」をご覧ください。

平成17年度の申請については，国立大学からは長岡技術科学大学，豊橋技術科学大学の2校，公立大学からは公立はこだて未来大学，大分県立看護科学大学の2校，計4校から申請が出ているところでございます。

○委員長 ありがとうございます。何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。それでは，本年度は申請がありましたこの4大学について評価を実施することになりますのでよろしくをお願いします。

（2）評価部会の体制等について

○委員長 次に，本年度の評価を行う評価部会の体制等についての説明を事務局からお願いします。

- 資料3, 合わせまして参考資料1もご覧ください。

資料3については、今回、平成17年度評価の申請のありました4大学に対します評価部会、専門部会の編成案です。参考資料1の「1 評価部会」(3)に、評価部会の数について、「1 評価部会当たり原則として10大学に満たない程度を上限として担当する」となっております。今回申請は4大学ですので、評価部会1部会を案として考えているところです。また、評価部会の内訳ですが、参考資料1「1 評価部会」(2)で、「評価委員会委員1～2名と、専門委員15名程度で構成する」となっております。今回の案といたしましては、評価委員会委員を2名、専門委員を工学系5名、看護学系3名、教養系1～2名、有識者1名、全体で12～13名を考えているところです。

その下の財務専門部会については、参考資料1の「2 専門部会」(1)で、「財務に関する専門部会は必ず置くものとする」と決定いただいております。今回財務専門部会は、評価委員会委員を2名、専門委員としては、財務専門家を2名、全体で4名の委員で構成することを考えているところです。本日、ご決定いただけますれば、その後、実際の専門委員の選考に入っていくことになるかと存じます。

○委員長 ありがとうございます。何かご質問、あるいはご意見がございましたらどうぞ。よろしいですね。それでは、これで了承ということにいたします。

選考委員の先生方につきましては、ただいまの状況等を踏まえ、選考委員会でのご検討をよろしく申し上げます。選考委員会での検討の結果は次回の会議で報告いただきたいと思います。

(3) 評価担当者に対する研修について

○委員長 次に、評価担当者に対する研修ですが、実際に評価を担当いただくことになる評価担当者が共通理解のもとで公正、適切かつ円滑にその職務を遂行するということを目的として、大学評価の目的、内容、方法について十分な研修を実施するという事になっております。それでは、研修の内容について、事務局からご説明いたします。

- 資料4「評価担当者に対する研修について(案)」をご覧ください。

機構が評価を実施するためには、評価担当者が共通理解のもとで円滑にその職務が遂行できるよう十分な研修を実施する必要があります。対象者は、実際の評価を担当していただく評価委員会委員及び専門委員の方々が研修の対象となるかと存じます。

実施時期については、6月中に評価担当者を決定すること、また、対象大学からの自己評価書の提出期限が7月末となっていることから、7月中旬を考えているところです。

日程については、2日間としまして、1日目は半日かけまして、機関別認証評価とはどのようなものか、基準とはどのようなものかといった説明をし、2日目は実際の評価の方法等を説明してはどうかと考えているところです。

この資料4については、本日の委員会でご意見をいただき、次回6月の委員会で最終的に中身等を固めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。それでは、何かご意見がございましたらどうぞ。本日ご意見をいただければ、それをいろいろと勘案するということになります。よろしいですか。それでは、何かお気づきの点があれば、後日事務局までペーパー等でご提出いただくことにしまして、本日の時点では案を認めるということにさせていただきます。

(4) 選択的評価基準「研究活動の状況」の評価方法等について

○委員長 次に、前回に引き続いて平成18年度から評価を実施する予定であります、選択的評価基準の「研究活動の状況」の評価方法等をご審議いただくわけであります。前回既に若干のご議論をいただいているわけですが、その意見を踏まえて、説明をいただきます。

○ それでは、ご説明申し上げたいと思います。

これまでの議事は平成17年度の評価に対してのものでした。これからの議事は平成18年度から実施することとしている、選択評価基準「研究活動の状況」についてのものです。この「研究活動の状況」に関しては、機構の体制が整備された段階から実施することとしており、平成18年度から実施するため、本日ご審議をお願いします。

本日ご審議いただき、大綱及び評価基準に係る部分の変更について各関係団体へ意見照会を行い、次回6月に予定されている委員会でご承認いただいた上で、文部科学省に変更の届け出を行い、公表するとともに、説明会を実施し、その上で各大学からの申請を受付けるという流れでございます。

また、研究水準の判定方法については、前回の委員会でのご意見を踏まえ、変更したもののについて、本日ご審議いただければと思います。

資料5-1、5-2、5-3と用意しておりますが、資料5-1で前回のご提案と、今回どのような経緯で変更したかということをご説明申し上げたいと思います。

資料5-1の1枚目をご覧いただきたいと思います。この選択的評価基準「研究活動の

状況」では、「研究体制及び研究支援・推進体制が適切に整備され、機能していること」、
「研究活動が適切に行われており、研究の成果が上がっていること」の2つが項目として
掲げられてございます。特に2つ目を評価するためには、成果が上がっていることとなっ
ておりますので、対象大学における研究の水準、あるいは研究の社会的効果の度合いの判
定が必要になるわけでございます。問題は、この判定をどのように行うのか、これが今回
議論いただきたい点でございます。前回の委員会では試行的評価の経験を踏まえ、ご提案
を申し上げました。試行では、対象大学の研究水準を判定するために、当該分野の構成員
全員の個別の研究業績を提出いただいて、その水準判定を行うため部会を設置し、総計約
700名の方にお願ひしました。選択的評価基準「研究活動の状況」の評価では、負担を少
しでも軽減するという事で、研究業績を全員提出していただくということにしては、国
立大学だけを考えてみても、研究者といわれる方がおそらく65,000名程度はいらっしゃい
ますので、大変な数になりますし、すべての分野にもまたがっています。これはとても不
可能であるということで、今回は提出していただく数を制限するという考え方でご提案し
たわけでございます。また、提出された研究業績の水準判定を行うためには、10名程度の
評価部会では判定できません。研究分野について、全分野をカバーしなければならないと
いうことを考えざるを得ませんので、研究水準の判定のための組織を別に設けるとい
うことを前回ご提案したわけでございます。

前回の委員会でも何名かの委員の方から、それでも評価担当者に非常に負担がかかるで
あろうというご意見もあり、改めて機構の中で幾つかのシミュレーションを行い、幾つか
のポイント、あるいは問題点を洗い出してみました。

まず、第1点はこの認証評価は、大学全体の教育研究活動の総合的な状況の評価する
ということが目的でございます。試行の場合には理学系、医学系から始まり、9分野、それ
ぞれの研究活動の状況の評価するような形でしたが、そのように個々の分野の個別の研究
業績の水準判定を積み上げるといった評価は必ずしも必要ないのではないかとござい
ます。

第2点は、機構の大学評価基準は教育活動を中心として体系付けられておりますが、そ
の中で、「研究活動の状況」は選択的評価基準と位置付けられています。これは教育のと
ころで研究の評価を一切しないということではございません。資料5-2の3枚目をご覧
いただきますと、基準3あるいは基準5で、教育と関連する研究活動についての評価はで
きる構造になってございます。このようなことから、この選択的評価基準「研究活動の状

況」の評価をするために相当な規模の水準判定の組織を設けることは、評価の効率性を考えると、必ずしも実際的ではないのではないかということでございます。

第3点は、各大学における研究体制や研究活動の状況の評価するに当たり、必要と考えられる範囲で、大学全体の研究活動、教員の研究活動の現況等を外形的データを中心に把握することが適切であり、これによって機関別認証評価における研究活動の状況の評価の目的は達成できるのではないかということでございます。

以上の点から、選択的評価基準「研究活動の状況」の基準の内容、基本的な観点の構成に当たっては、これからご説明するようなことを考慮して行ってはどうかというご提案でございます。

今回のご提案は、選択的評価基準「研究活動の状況」の評価では、個別の研究業績の判定ではなく、研究活動業績調書等の分析によって、当該大学の研究水準の判定を行ってはどうかということが第1点でございます。

それから、選択的評価基準の基本的な観点については後ほどご説明いたしますが、資料5-2にございますようにしてはどうかということが第2点でございます。

もう一つは、提出されたデータの分析や水準の判定は、原則的には評価部会で行うこととしてはどうかということが第3点でございます。提出していただく資料は、試行では一つずつの論文を提出していただき、水準判定を行いました。そういう論文等を外部者がどのように判断しているのか、そういう資料を出していただき、それを評価部会で判断するという方法ではいかがかというご提案でございます。

資料5-1の2枚目は、選択的評価基準の基本的な考え方を書いてございます。これはお読みいただければと思います。

評価基準や基本的な観点については資料5-2でございます。研究活動の状況の内容に関しては、A-1が研究体制、支援・推進体制ということ、A-2では研究の成果が上がっているか、研究活動が適切に行われているかということ、を問うような形になってございます。趣旨のところ、幾つか加えておりますのは、先ほど申し上げました教育に関連する研究活動に関しては、基準3あるいは基準5で評価することとしておりますということ、を記載し、選択的評価基準の趣旨がなるべく理解いただけるような形で書いたつもりでございます。

1枚おめぐりいただきますと、A-1に関しての基本的な観点は①～③まで、A-2に関しても①～③までとしております。

基本的な観点A-2-①は、「研究出版物、研究発表、特許、その他の成果物の公表状況等及び国内外の大学・研究機関との共同研究や地域との連携状況等から見て、研究が活発に行われているか」ということとございます。

A-2-②は、「競争的研究資金の獲得状況、外部評価や研究プロジェクト等の評価、受賞状況等から見て、研究の質が確保されているのか」ということとございます。

A-2-③は、「社会・経済・文化の領域における研究成果の活用状況や関連組織・団体からの評価等から見て、社会・経済・文化の発展に資する研究が行われているか」ということを評価するという、このように考えるはいかかということとございます。

資料5-3は、自己評価の根拠となる資料・データ等例でございますが、こういう資料を出しますと、例示してあるものすべてを出してこられる場合がありますが、決してそういう訳ではありません。これは、試行で出された資料を精査いたしまして、こういうものが考えられるだろうという例示でございます。最終的には自己評価実施要項に掲載するに当たって、例示であることが分かるように記載いたします。

基本的な観点A-1-①では、教員や研究員等の配置状況、支援組織の整備・機能状況、研究推進のための組織等についての資料・データ等の例示を記載しております。

A-1-②では、施策の実施状況、プロジェクトの推進、共同研究推進支援に関する状況等に関する資料・データ等の例示を記載しております。

A-1-③では、外部評価、自己点検・評価の実施状況、外部評価報告書又は自己点検・評価報告書の該当部分等についての資料・データ等の例示を記載しております。

A-2-①では、研究活動業績調書、これはどの程度の範囲で出していただくか等について、細かい検討は必要かと思えます。他には、招待基調講演の発表タイトル等、共同研究や連携の状況等についての資料・データ等の例示を記載しております。

A-2-②では、競争的資金の獲得状況、外部評価された際の研究成果やその質の評価結果を把握できる資料、21世紀COEプログラム等において、当該大学の研究プロジェクトや研究活動が評価された際の、研究成果やその質の評価結果を把握できる資料、受賞状況等についての資料・データ等の例示を記載しております。

A-2-③では、地域への貢献を把握できる資料、産業界や関連組織・団体へのアンケート調査等の結果、研究に関連する国や自治体の各種審議会等への参加状況等についての資料・データ等の例示を記載しております。

このように、この選択的評価基準「研究活動の状況」では、直接の業績を判定すること

はしませんが、外部者の目を通った資料をいただいて、それを基に評価部会で水準判定を行ってはいかがかということをご提案させていただきましたので、ぜひご審議いただきたいと思います。

○委員長 ありがとうございます。資料5-3まで大変詳しくご説明いただきました。ご質問、ご意見がございましたらどうぞ。前回と大幅に違った点は、このA-2のところ、既に評価されたデータに基づいて評価するという点で、直接研究成果というものを評価担当者が読んで、良いとか悪いとか言わないという、そこが大きなポイントです。ご質問等ございますか。

○ 今ご説明いただいて、よく考えていただいていると思いますが、何となく印象としてやはり選択的な評価ということになってきたので、大学といっても、大学全般を見るよりは、むしろ自分で手を挙げてくるところということになるのですが、全体的な調子がやはり大学院大学といますか、研究にかなり力点を置いているような大学を念頭に置いて設計されたという感じがするのですが、いかがでしょうか。

○ これは選択でございますので、おそらく選択してこないところもあるだろう。では、どういうところが選択するかといいますと、おそらく今のご指摘のようなところが中心になるのではないかと思います。

○ なぜそういう発言をさせていただいたかといいますと、地方の公立大学等に行きますと、研究活動というのが、あるいはかなりローカルな問題解決に対応しての研究目標の設定、そしてそれに対する取組というものがあるのですが、そういったような研究の場合、地域において高く評価されたからといって、それがここに挙げられているような形の競争的資金と一般的に考えられるようなものがたくさん獲得できるとか、評価の高い国際誌に論文が出るというようなものではないわけで、例えば競争的資金を、大学以外のセクターからの資金を何かとって活動したかどうかというようなところを見るというのだと、少しその辺が緩和されると思うのですが、そんなことがあったものですから、ちょっと質問しました。

○ 今のご質問は、もし科学研究費等に絞られているという印象であるとしたら、これは修正いたします。むしろ、そういう外部資金が入ることでありまして、それから、地域の貢献という意味では、資料5-2の2枚目のA-2というのがあります。今おっしゃったようなことは、各大学が設定している研究活動に関する目的に照らしてここを評価した場合、大学が地域に貢献するようなことに力を入れているということであれば、おそ

らくA-2-③のところで評価されます。これが非常に高ければ、必ずしもA-2-①、A-2-②の問題ではなく、1～11の基準に比べると、目的の達成状況というファクターが強くなりますので、そういうことは十分記述できるのではないかと考えます。ですから、極端な話、これはそうなるかどうかわかりませんが、例えば科学研究費も何も取っていないが、地域には非常に貢献している。その結果として、選択的評価基準Aとしては、かなり高い評価になるということは十分あり得ると思います。

趣旨の下のほう、下から2つめのパラグラフにそういうことが書いてございますので、メッセージとしては伝わるのではないかと考えております。

○ 教育の関係は、機関別ということで、分野の積み上げ方式ではないという形に整理されましたけれども、研究についてはその辺はいかなものかなということをお伺いしたいのです。まず、先程のように個人の研究業績の積み上げ方式ではなくしたということですので、その点はわかるのですが、今度は分野というのが教育と違って、やはりこれはなかなか無視できないところだと思います。それぞれの評価が何らかの形で現れてくるものを、それぞれの機関から出してもらうということではあるのですが、研究分野をかなり専門的に見る目もなければいけないのではないかとと思うのですが、オプションとしてのこういう評価ですから、本来の機関別の評価のところには、専門分野のところをかなり大枠でくくった形にしております。研究分野については、それを超えてまで細分化するわけにいかないと思います。ですから、その辺のところの分野との関連というのをどう考えるかということが1つございます。

それから、もしそうであって、ある程度の分野を相当専門的に見る目も置かなければいけないということであれば、研究分野ごとの今度は機関別への評価に切り換えていく、あるいは総合評価にしていくところをどういう体系で行うのか、その体系も非常に重要ではないかと思えます。その辺のところの関連をお伺いしたいと思います。

○ 今ご指摘の点は、かなり機構の中で議論いたしました。それで、前回の提案と変更点をご説明した上で、ご説明したほうがご理解いただけると思います。試行のときには、理学系から始まり9分野、さらにそこを細分化して、先ほど申し上げましたように、3年間で700名ぐらいの方に判断をお願いするようなことをいたしました。これはおそらくフィージビリティはないだろうということがありました。それに近いご提案を前回いたしました。前回の基本的な考え方は、トータルの数を絞ることによって、それを少しでも圧縮できないかということを考えてみた訳でございます。ただ、これはトータルの数を制限して

も、分野の広がりというのは、そうそう縮まらないんですね。そうしますと、評価担当者の方お一人お一人の分担の数は減るかもしれませんが、ある範囲の分野の方はお願しておかなければならないだろう。そうすると、どうしてもそこに数があるだろうということはありません。そういうことも踏まえて、今回のご提案をしております。今回はお出しいただいた論文を一つ一つ読んで判断するという訳ではございません。ですから、これから細かいことは詰めなければならないのですが、例えば調書を出していただいて、どのくらいの数が出たのかとか、そういう外形的なデータは整理いたします。それからさらに、その中で外部者による評価結果があるものに関しては、これはどういう評価を受けたか、そういうものをいただいて評価部会で見ましょうという考えでございます。最後の部分は、今のご指摘のとおり、評価部会は10名程度でございますので、果たしてカバーができるのかどうかという点は、不安なところもございます。その辺が評価部会では難しいということになれば、一つの考えは、例えば科学研究費で言えば、一番上の分類ですね。10分野でしたか。あれに相当するような、そのままかどうかは別として、例えばそのぐらいに当たる方に、数人ずつお願いして、専門的に近い部分の判断はやっていただくという体制はとれるのではないかと。さらにそれ以下にまで下げていきますと、非常に多数の方をお願いしなければならないということで、その程度のカバーであればできるのではないかと、そういうふうに考えている次第でございます。

○ それは実施体制の問題として大変難しいわけですが、今工夫をいろいろとされるということでは理解できるのですが、そうであった場合に、それぞれの分野においてこの分野は基準に達していると判断されるというようなことが出てきたとします。機関として、総合的な判断にするというプロセスはどういう体系をとられるかどうか、そののところをお願いしたいと思います。

○ これはまだそこまで詰めきってはおりません。ある程度私の個人的な考えもあるかと思いますが、総合大学のようなスケールですと、それぞれの分野があって、それぞれの研究業績を外部者がどのように評価しているかという資料が出てくるわけですね。それを集めて、実際に大学全体がどうかと。この選択的評価基準の考え方というのは、各大学が設定している目的に照らして、その目的を達成しているかどうかということが中心でございます。ですから、自己評価書として出されたものの中で、当然これは各基本的な観点に各大学の目的というものが係ってまいりますので、水準の判定を行った上で、その目的に照らしてそれがどういう状況かということを書いて記述することになるのではないかと。資料5-2

の趣旨の一番下のほう、下から3つ目のパラグラフあたりからその辺を書いたつもりでございませぬ。基本的には、大学が設定している目的に照らして、その達成状況を記述していくということ、そういう形になるということを考えています。

○委員長 もう一つやはり分かりにくい。これは手を挙げた大学だけになるが、目的に照らしているのだから、仮にある大学がうちは研究をやる目的に書いてある場合、手を挙げなければおかしいということも出てきてしまう。ですから、その目的にといつたときには、そういったところから、そこまで戻らないと話がおかしくなるということもあります。それで、あとは手を挙げたところだけだから何でもいいとすると、自分のところで非常に良い評価を受けた研究部門だけを提案してくるということも可能になるわけですか。例えば、10学部の中で8学部はひどい研究をやっているが、2学部はいいと評価したので最優秀ということになると、そういう手の挙げ方が良いのかという問題がもう1つ。ですから、この選択的評価基準の制度の非常に難しいところです。本質的な問題なのですが、そこを上手くそうではないと言い切るために何が必要かというのがもう1つ分かりにくい。出す以上は全部出すということですか。これだと、良いのだけ出せば良いという話ですか。

○ 選択的の意味です。分野を選択して出すのか。

○委員長 そうです。

○ 違うでしょう。これは大体評価する側の意向で、こうしたら難しいからフィジカルに問題があるからと、評価する側の都合ばかりでやっているような印象を受けるわけですね。私たちがその立場ですが、これをやっているとき、評価する側の都合のいいようにやっているのではないかという異議が出てきそうな雰囲気があります。前も言ったように、例えば、良いとか悪いは別にして、個性を活かすというのなら、自分のところの得意なところを幾つか出しても良いのではないかという意見は当然出てくるであろうと思います。評価する側の立場でつくっているという感じはやはり否めませぬ。

○委員長 そういう声が出てきてしまう可能性を内在しています。本日の話は大変新しいアイデアで、評価効率を上げるという意味では非常に大進歩ですが、同時に今のような問題が残ります。受ける側の疑問です。

● 確かにそのようなご意見はあろうかと思いますが、やはり大学は公的機関だということをお考えないといけないのではないのでしょうか。自分の得意な所だけを出していたのでは、必ず世の中から糾弾されることになると思います。結局そこへ行き着きますね。評価で良い点をとるためには、自分の得意な所だけを出せばいい。しかし、それで世の中が満足す

るのか、問題はそこへ帰着すると思います。行きつ戻りつはあると思いますが、最終的にはやはりその大学が全学としてどう機能しているかということ世の中に示さざるを得なくなるのではないのでしょうか。しかし、現実の評価の仕事は非常に難しく、デザイン上ほとんど不可能なことをやろうとしている自覚はあります。とにかくリソースの問題が大きくて、そう多くの先生方にお願ひ出来ない。また、仕事が短期間に集中するということを考えますと、やはり私ども評価する側の都合である程度は決めざるを得ない。先程各大学の都合で出せばいいのではないかという議論がありましたが、最終的にはそのような議論は成り立たなくなってくると思っています。他機関の評価においても、外部委員にお願ひして、同じようなことをやっていますが、だめなところは出していないかという、そんなことはない。全て出しています。評価はそれで初めて機能するということになるわけで、道のりは長いと思いますが、それがゴールだと思っています。

○ 今、言われたのはそのとおりですね。確かに社会の目ですから当然です。私のところはここは非常に重視してやっていますという自己点検評価のウエイトづけを若干でもすることにより、私のところは、ここは特に力を入れているから、重点的にやってほしいという希望を例えば入れられるならば、随分受ける側の心情が和らいでくるのではないかという気はします。

● それは当然そうなります。機構の評価は繰り返し申し上げておりますように、けちをつける評価ではなく、良いところをできるだけ伸ばそうという評価ですから。試行的評価においても1回、2回、3回と試行を重ねるにつれて、こういうところはよかったというケースが増えています。その経験からも、私は必ずそういう方向へ行くと思っています。

● 一つの大学が例えば五つや六つの複数の専門分野を持っていた場合に、やはり初めにトライするのは、光っているところをトライするというのがロジックです。しかし、その中で初年度に選択しなかった分野というのは、違々と差別化して外的に表明するわけですね。であるから、社会の目からすると、やはり、この大学はこの分野が輝いて、ほかの分野はまだこれからだなという評価を受けるわけです。それがある種のインセンティブになると思います。それをやはり試行として何年間か続けることによって、すべてのところをクリアしていくというふうにしていくのがやり方ではないかと思っています。

○ 今の話はよくわからないのですが、この基準を選択するかしないかという選択肢しかないわけですから、分野を選択するかしないかということはないわけです。ただし、その選択する大学が、その大学のその目的、特に研究の目的をどう設定をしているか。例えば、

我が大学は文学の研究を中心にやるんだと言っている大学が、成果を見たら、理学の成果だけが素晴らしくて、文学はさっぱりということであれば、これは目的に照らして良い評価はできないわけですが、文学の研究に力を入れるんだという目的を設定している大学が総合大学であるけれども、文学の面で非常に高い成果が上がっているということになれば、それは良いわけです。しかし、そのときに、文学だけ選択して評価してくださいという選択はできない。

○委員長 そうですね。しかし、ほかは研究していませんという表明があれば、それは評価のしようがないわけですから、やはり、ある意味の選択になるのですね。

○ そういう形で表明していただくことはできると思います。しかし、分野を選択していただくというわけにはいかない。

○委員長 そうですね。表明はできるんですね。

○ 違うポイントですが、色々なところに研究体制という言葉が出てきますが、この定義は非常に難しいのではないかというふうに感じます。例えば、大学院の組織というのは、これは教育組織ですね。ここに書かれている研究体制というのは、何となく大学院の学生等も含めたような体制を言っているのではないかと。これは教育組織そのものであるようなことではないのではというニュアンスがありますが、このところはいかがでしょうか。

● そちらの研究体制に関しましては、資料5-3の中にあります根拠資料の部分を見ていただきますと分かると思いますが、基本的に教員は教育に関して構成されている組織になっているかもしれませんが、中には研究員ですとかポストドクですとか、あるいは研究を支援する方、そういった方もいらっしゃる。それに伴いまして、支援、推進に関しては、例えば社会的な効果を発現させるということを目的として持っている場合にはTLOとか、そういった部分も入ってくるというような形になっているというふうに考えております。また、大学によりましては、組織として教育と研究を分けようというような方向性を持っているところもあるようですので、そういう場合にはまた別の組織として書くという形になるかと思えます。

○ そういう趣旨であれば、その趣旨でよろしいのですが、研究のアクティビティーを考えると、ここが非常に切り口が難しいところですが、特に大学院の学生を含めた組織、これが特に今回評価は教育との関連での評価ですよね。ですから、先ほどのような研究体制と言ってしまうと、そういう切り口なんだけれども、それだけで切っていくと、今私が申し上げたようなところが浮き上がってこないのではないかと思います。

● 今のお考えは、学生を含めた組織というふうに、特に大学院の博士課程の学生を含めた組織というふうに考えたほうがよいということでしょうか。

○ ただ、そういうふうにすると、この書き方からすると、ちょっと外れてくるので、そこで本来この規定をしたところがどこに視点があるのかというところで伺っているわけです。

● その辺の議論はまだしている最中ではございますけれども、その中に完全に大学院生、特に博士後期課程の学生は研究に伴う組織の中の一員であると言ってしまいますと、博士後期課程という教育機能があるわけで、その部分をどう扱うのかという部分が難しいと思っております。もちろん教員と学生、特に博士後期課程の学生と一緒に研究をするという意味では、中では研究者の一員として扱うということでは重要な考え方だと思いますので、そういう意味では、それはその次の成果や論文、そういった部分で学生が出した論文というのももちろん入ってくると思いますし、その辺の切り分けは機構内部で議論させていただければと思います。

○ 私はそこのところは、この評価体系の中でどちらがいいのかということが即断できないのでちょっと伺っているわけなので、研究体制という、先ほどのような切り口だけで言っていくと、かなりのところが教員組織だけというところが多いのではないかと思います。ポスドクとか何かという形で研究体制というところに加わってくるところは、先ほどの外部資金等を獲得しているような研究プロジェクト、それを推進していくようなところが中心になってくると思います。ここでは、その部分を浮き上がらせることも重要かもしれないけれども、研究活動が極めて高度な水準で行われているところでいかに高度な教育が行われているかということも浮き上がらせることも重要だと思います。ですから、その意味では、博士課程等の学生を研究体制という形に組み入れること、これはできないと思うんですね。先ほどのように組み入れたら問題だというよりは、できないと思います。しかし、大学院の活動状況がリンクしていない研究組織というのも大学においてはむしろおかしいので、その辺のところを評価の中に上手く組み入れる必要があるのではないかと思います。

● 今の問題は確かに難しいところですが、私は割り切りだと思っています。英国は大学院の学生のうち1年生は研究体制に入れていない。2年生と3年生だけを研究体制として考慮している。それによって資金を配分しています。従来は1年生も入れておりましたが、1年生はやめて、2年生、3年生だけにしました。もちろんポスドクはもっと大きな点数

で考慮しています。2年生，3年生も考慮するが，点数は小さい。非常に割り切った考え方をしています。要は割り切り方の問題だと思いますので，この辺についてはもう少し機構で議論をさせていただきたいと思います。

それからもう一つ，どういう大学がこのオプションである選択的評価基準「研究活動の状況」を希望してくるかということも考えてご議論いただければと思います。

○委員長 ちょっと心配のしすぎなのかもしれませんが，資料5-2に「教育活動とは必ずしも直接的には関連付けられない研究活動」とあるのですが，この表現はかなりドグマティックです。これは大丈夫ですか。

● これはずっと言われていることで，試行では研究と教育を分けました。それに対して一部から強い批判がありましたので，最後の総合科学の評価では教育と研究を一体として評価を行いました。これは非常に好評でした。この議論は今後とも出されると思います。

○委員長 言葉の表現として，同じことをやっているのだけど，研究という側面から見るとか，教育という側面から見るとかという表現のほうが，何というか，やわらかいというかね。

● その辺は機構でも相当気をつけて議論はしております。

○ 教育と研究と教育プラス研究と，三つぐらいあると思います。教育を中心にした評価というのは，今やっている絶対評価というか，教育目標に対してどれだけ成果が上がっているかという側面で見えていくということになります。教育に絡んだ研究ということになる場合も，それに近い形になると思います。ところが，研究だけというのは，教育効果ではなくて，研究効果という研究のアウトプットというのは，教育に関係したものもあるし，そうでないものもあるという，さっきの議論ですが，そうすると，それはどこで評価されるかという点，実際には学会とか，専門分野のそういうところでやっているわけです。教育のほうは，学生絡みというファクターがかなり入ってくるが，研究のほうはそうでない側面がある。全体的なフレームを教育をベースにして，その前提としての研究という考え方で全部貫くならば，せいぜい教育プラス研究のところまでですね。そうすると，研究大学のようなところは受けてこないということも考えられる。それでいいのかという問題提起が一つと，そういうふうに出プットのところがちょっと違うわけですから，研究をやるときに，その辺を整理しておかないと。それから，人文系と自然系では，またそこが違うので，自然系はほとんど外国と同じようなベースで評価していると思う。日本だけとか，そういうのはない。人文系はまだそこまで行っていませんので，かなり日本の中で評価するとか，そういうものを入れていかないとなかなか難しいところがあるわけです。そ

ういうふうな専門分野のところのそういうこともある。これが一つです。

もう一つ、単純な質問ですが、資料5-1の上から2つ目の箱の中に、「研究水準等判定組織を設ける」というのがあります。それと、一番下の箱の一番ボトムですが、「原則として評価部会で行う」というのがあります。これは違うことなのか、同じことなのか、つまり、研究水準判定組織というのは評価部会とは別なところで作るわけですね。

○ 前回のご提案は、特定の分野の水準を判定するだけのための組織を別につくることとしておりました。今回のご提案は、水準の判定も評価部会で行ってはいかがかということでございます。ただ、判定というのは、一つ一つ論文や業績が出てくるわけではなく、外部者が評価をした結果を集めて、それを総合的に見ましようという考えです。

○ さっきの外形的なものにかかわるわけですね。

○ 外形的データというのは、必ずしも適当ではないですが、そういう考えです。

○ そういうワンクッションを置くということですね。

○ はい。基本的には何らかの形で外部者が見た結果を出していただいて、評価部会として見ましようという状況です。

○ はい、わかりました。

○ 委員長 水準判定組織はなくなるのですか。

○ 前回ご提案した研究水準判定組織というのは、基本的にはなくなります。ただ、先ほどのような質問にありましたように、評価部会だけでそれが全部カバーできるかというのは、もう少し検討した上で、それ程大きくないものが必要になるということは検討の段階であり得ると思います。

○ 先ほどお話があったところが、実は私が質問したかった点でございます、どのような大学が、この選択的評価基準について手を挙げるかという点です。

● そこが我々の悩みなんです。一体どういう大学が、私どものところに来られるのか。オプションである選択的評価基準「研究活動の状況」をどういう大学がお受けになるのかという点については、非常に読みが難しい。

○ どうして選択的評価基準というのがあるかという点と、11の基準までの中ではすくいきれない大学の値打ちというところを見たいということですね。それが二つの基準にしか今のところはない。社会貢献と研究ということですね。しかし、研究の部分というのをどう評価していただけるかという、その仕組みがやはり大変難しいですね。教育もそうですけれども、教育はかなり基本的な共通性があると。ですが、研究になった場合には、この評

価の基準を拝見しましても、これには当てはまらないとか、すぐ思っしまいます。

○ ちょっと思い出したんですが、この選択的評価基準の研究を担保したところの選定条件は、国立大学は国立大学法人評価を受けますので、教育プラス研究、両方受けるんですね。ところが、こちらのものが教育だけやるということになると、これは義務的に国立、公立、私立、全部含めているわけですから、国立以外の公立、私立、特に私立は、研究に関する評価を受けるところがないわけです。これで、日本の大学は全体的にいいのかという問題提起を若干させてもらったと思います。これで担保したというふうになったとすれば、今の段階で教育とかかわる研究を受けるということは、構造的にそうなりますから、私立大学が受けられる場合には、教育に関連した研究のところで受けるということになりますね。ですから、国立大学が国立大学法人の評価の教育と研究というのと、機関別認証評価の教育と研究というのは同じものなのか、違うものなのかという議論をやってくると思います。実質的に国立大学がこちらに手を挙げてこないということになれば、そういう差が全体的にはついてくるかなと、これはそういう整理の仕方でもいいんでしょうか、違うんでしょうか。

○ 私立大学協会の設置する日本高等教育評価機構の場合は、教育と研究を一緒に受けることになっています。ここに書いてあるようなすべての評価の中に教育の面もあり、研究の面もあって、必ず教育と研究を一緒に評価して、教育だけでよろしいということは許されないことになっています。

○ 委員長 選択的という難しいことは言わない。

○ はい。教育に重点をおいて研究に重点をおかないというところがあってもいいと思いますが、それはその私立大学の特色として、私大として教育に重点を置いています。しかし、それなりに研究活動を評価することが義務としてなっているわけです。

○ それは教育の前提としての研究という意味ですか。今ここで議論しているような意味の教育と研究という。

○ 完全に教育は教育、研究は研究と両方の評価です。

○ そうすると、私学がそちらを受ければ、ほとんど国立と同じということになる。ここで受けた場合は、そうならないという話になるんでしょうか。

○ いや、そのところは違います。

○ 今の問題の関連ですけど、要するに選択的な物差しをいかに輝きを増して社会的に認知してもらうかという努力がひとえに重要だと思います。つまり、出してもどうしようも

ないという話では、だれもこれだけ苦労して申請しません。ただ、これを認証評価以外にプラスアルファというか、もう一つプレミアをつけてこれを評価してもらおうと非常に大学の価値が高まるよということになれば、みんな来ると思います。同時に、この中身を見ますと、ある意味でCOEの申請をしたときの材料が各大学はかなり使えるわけです。データがだんだん蓄積されてきますと、この種のことは各大学がノウハウを持ち出すと思います。急には難しいと思いますが。COEが結局学内の中での選別を生んだのは、ここに書いてあるような基準に乗っからない研究者がどんどん今ふり落とされています。つまり、受賞の対象にならないとか、国際的な分野ではあまり評価されない学問分野だとか、それから組織立って動けないとか、そういうような学問分野というのは、いろいろさっきからお話がございますけど、分野ごとの特色ということで、それは仕方がないとは思いますが、今言ったような形で各大学も猛烈にこの辺、最近データを集め出しましたから、何かプライズとして、賞的な意味で非常に価値あるものというふうにだんだん持ってってもらえば、多分出てくると思います。そこの努力だと思いますよ。どうやったら輝きが増すかどうかわかりませんが、やっていくうちに多分そうなると思います。ただ、時間が必要ですね。急には無理です。という印象だけ申し上げました。

○委員長 ありがとうございます。大変いろいろなご意見、疑問点もいただいたわけですが、これは教育の評価と、インディペンデントという表現が悪いですが、思想としてはそういうものを一つ置いて、選択的という意味はエキストラなんだということですね。ですから、これを育てるという意味では非常に難しい。もちろんこれはリソースの面があるので、そう単純ではありませんが、機構でそのリソースを、有限のリソースの中でやっていくという、そういう戦略は非常によく見えるわけですので、今日のご意見を少し入れて、もし内容を変えるところがあれば、それは修正するということで、それはお任せいただきたいと思います。

○ 二つありまして、一つは戻るところになるかもしれませんが、資料5-3の2ページ目のA-2-③のところでございますが、社会・経済・文化の領域における評価ですが、地域への貢献とか、あるいは産業界云々とか、研究に関連する国や自治体云々というのは、ほとんど日本国内の問題ですが、その文化的な貢献を把握できる資料の場合にも、国内の書評・論文とか新聞、一般書等であるのか、あるいは国際的な外国における書評・論文評、新聞や一般書等の紹介記事なども入るのかということ。それは入れていただいたほうが、国内ではだれにも評価されないが、国際的に評価されるというのは人文系にはかなり

あるので、その点はちょっと念押ししておきたいと思います。

○ これは入っております。日本語になっていきますけども、決してそこに限ったわけではございません。

○ もう一つですが、以前この選択的評価基準の研究活動の状況について、昨年度の段階では、まだ全然議論されていませんでしたが、果たしてきちんと準備できるのかとご質問申しあげましたら、これについては選択的の評価の経験が積み重なっているので、全く心配ないというふうにお答えになったかと思えます。本日のご議論を聞いておりますと、一つはどのようなメジャーで研究活動を評価するかという点で、何か客観的な指標が要するという問題と、もう一つは国立大学法人評価というものの比重がどんどん膨れ上がってきて、それとの相対的関係をどうするのかという問題の二つ出てきているので、その時点で考えておられたことと現在の状況との差異について何かお考えになっていることがありましたら、お話しいただきたいのですが。

● 私の発言がそう捉えられたとしたら、少し誤解をお与えしたようです。私が申し上げたのは、研究評価のやり方については経験を積んでおりますから多分問題はないと思えますということです。今ご指摘になりましたA-1-①、②、いわゆる観点ですね。こういうものについては経験を持っておりますから、まずできるだろうということです。ただし、内部でもやり方を変えようと議論しておりますが、リソースの問題、ご指摘の国立大学の法人評価との関係、国立大学法人評価のほうはまだ姿が見えませんが、そういうことの関係で相当我々の方が揺れているということは確かです。ただ、実際の評価の方法としては経験を積んでいるので、多分上手くいくでしょうというふうに私は申し上げたつもりです。

○ 先ほどこの機構の評価が教育だけという言い方がありましたが、これは委員長が言われたように教育の側面で見るという意味で、教育活動と研究活動を切り離して、あるいは教育活動に関係ない研究があるとか、こういう概念ではなくて、教育活動の面から見る、これは世界的にアクレディテーションの場合は普遍的で、研究のほうにこれ以上の水準というのではないわけです。なぜ選択にしているかという点、教育に関しての基準は、認証評価自体はアクレディテーションを求められていませんけども、満たしている、満たしていないという以上、アクレディテーション的な機能を持っていて、満たしているというためには、研究上ここまで満たしているということはないので切り離している。当然、大学院の博士課程などで研究者を養成しているならば、その研究の状況を見なければ、教育の状

況もわからないということが起こるので、当然教育の面からそれを見るということで、研究も、そういう意味で関連すると言っているのに、切り離すという意味で言っているわけではありません。ですから、文章をつくっていくときに、やはり、研究活動の面から見る、あるいは教育から見る、あるいは選択的評価基準「研究活動の状況」は研究の面から見るという言い方をされる必要があるのではないかと。

それから、そういう面で見ると、もう一つ選択的の違いは、満たしているというところは重視して見られるのではなくて、大学の目的に従って見るということで、そうすると、そのときの結果の出し方を相当変えないと、何か研究に対して絶対的基準があって事を行っているんだというふうに見られてしまうので、その点、評価の出し方を工夫する必要があります。今選択的評価基準は教育サービスだけについてやっていますが、これはあまり違いがなく、評価基準に書かれている。ただ、それでも切り離して、相当違ったイメージで評価結果を出そうとしています。これは教育サービス以上に大きく研究という面から大学を見るんだということになりますので、これは今の基準の作り方、評価のやり方、それからこの資料5-3で出ているような資料・データ等の例示に合わせて、評価結果の出し方を議論しておかないと真ん中は決まてこない。その点で、資料5-3を見ますと、大学が設定している目的に対して見ますので、この例示は相当慎重にしないと当てはまるものも当てはまらないものも非常にある部分ですので、書いてはありますけれども、21世紀COEとか、一律に挙がっていると、要するにこれが絶対的基準で見るというように読めてしまいますので、その点の工夫も非常に必要な部分かと思えます。

○委員長 ありがとうございます。表現問題も確かにあるようで、本日の様々なご意見を踏まえて、原則的にはお認めいただいたということにさせていただき、表現につきましては、また鋭意工夫するというところでよろしいでしょうか。基本的な考え方がもう少し明快に出るようにしたほうがいい。今のお話もそういう面もありますので、やや誤解を招くような表現などは極力直す、こういうことでご理解いただければと思います。

それからもう一つの大問題である法人評価との関係等については、これは我々が何か言っても仕方がありませんし、予想としては法人評価がこちらをまねるのではないかと、そういうことですかね。先行しているわけですからね。それでは、その辺についてはいずれ将来起こってくる問題ですので、必ずしも言及できないという形になりますが、ご了解いただくということで、ありがとうございます。

それでは、本日の修正を入れて、これはパブリックコメントに出し、そのパブリックコ

メントの結果も含めて、次回にまたご議論いただくということになりますので、そこで改めてご意見をいただくということになります。

(5) 大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準（機関別認証評価）について

○委員長 それでは、次の議題になります。大綱及び評価基準について、研究活動の状況の追加に伴いまして、大学評価基準等の修正が必要だという点について説明をいただきます。

● それでは、資料6「大学機関別認証評価実施大綱（案）（見え消し版）」をご覧ください。今回の主な変更点についてご説明させていただきます。

1 ページ「II 評価の基本的な方針」(2)で「研究活動の状況」という表現につきましては、平成18年度実施分から選択的評価基準「研究活動の状況」の評価を行いますために、関係している記述を修正しているものです。

次に3 ページ「IV 大学評価基準の内容」と「V 評価の実施方法」の、大学評価基準の内容につきましては、「V 評価の実施方法」の中に従前の実施大綱では記載しておりましたが、項目としては実施方法というよりも、それ以前の項目として独立させるほうが適切であると考えまして、別に項立てして前の場所に移しているものです。

なお、大学評価基準の内容につきましては、すべての大学を対象とします11の基準と評価を希望する大学を対象とします選択的評価基準の関係をわかりやすくするために、それに関係する記述を若干追加して載せているものです。

次に4 ページの(2)の「評価方法」の下の6～7行目にかけては、実際に評価結果の作成プロセスをどうするのかということをより明確にするために、この2行を(2)評価方法のところにつけ加えているものです。

次に5 ページ(5)大学評価基準等の変更手続きは、XIIIのところへ移っています。これも評価の実施方法の中に記載されておりましたが、項目としては実施方法というより、全く別の項立てのほうが適切であると考えまして、大綱の一番最後にXIIIとして移動させていただいているところです。

次に6 ページの「VI 評価のスケジュール」につきましては、左側の図のところ、評価を実施する年度とその前年度との年度の関係がわかりにくいところがありましたので、より明確にするためにアンダーラインのところをつけ加えております。

次に7 ページ「評価費用」につきましては、政府予算の決定によりまして評価手数料が

確定しましたので、それに関する記述を修正しております。また、大学機関別認証評価の申請要項のほうに記載すべき事項につきましては、この大綱から削除しております。

実施大綱の主な変更につきましては、以上でございます。

続きまして、資料7「大学評価基準（機関別認証評価）（案）（見え消し版）」をご覧ください。まず、「はじめに」の一番下です。18年度から研究活動の状況の評価を行いますために削除しているものです。

次に目次ですが、18年度から研究活動の状況の評価を行うことで選択的評価基準が複数になりますので、研究活動の状況を選択的評価基準A、正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況をBとして区別しております。

次に6ページの基本的な観点の下から2つ目の3-3-①です。ここににつきましては、「教育内容と相関性を有する」としておりましたが、よりわかりやすい表現とするために、「教育内容と関連する」と修正しております。

次に26ページの「選択的評価基準について」の中ほどの2つ目のパラグラフの4行目からですが、18年度から研究活動の状況の評価を行いますことと、選択的評価基準の位置付けを明確にするということで表現を修正しております。

26ページの一番下のなお書きにつきましては、18年度から実施するということが削除しております。

27～28ページは空欄になっておりますが、先ほどご審議いただきました資料5-2の選択的評価基準A「研究活動の状況」の内容、趣旨、基本的観点をこの2ページにわたって入れることとなります。

29～30ページにかけましては、選択的評価基準が複数になることにより、「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」をBといたしましたので、それに伴う変更でございます。

資料6の実施大綱と資料7の基準についての主な変更点については以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。いかがでしょうか。資料6は何か大幅に変わっているようですが、よく見ると全然変わっていない。資料7も同じで、先ほどご説明したように、選択的評価基準が入った結果、そのロジックを合わせたという修正です。

○ 選択的評価基準は二つとも選んでもいいということでしょうか。それから、選択的評価基準を選んだからといって評価費用が上がるわけではないということですね。それから、附置研究所というのは、この評価の中でどのような扱いを受けているのか。つまり、費用

は出さなくてよいが評価にはかかわってくると。この3点をご説明ください。

● 幾つかご質問がございましたが、まず選択的評価基準の取り扱いについては、全く選ばない大学、そのうちのどちらか一つを選ぶ大学、あるいはその両方を選ぶ大学、それは各大学の任意でございます。

次に、選択的評価基準の評価費用については、先ほどご覧いただきました資料6の8ページの上の(2)に、選択的評価基準の評価手数料については別に定めるとあります。17年度は選択的評価基準のBを実施しますが、これについては今回評価手数料は取らないという扱いにしていますが、当初予定のものがA、Bと並ぶ18年度以降の取り扱いについては、現在まだ検討の段階です。これについてどう扱うか、課すのか課さないのか、課すとした場合に、どのように積算してどの程度の額を課すことにするかについては、機構の来年度の収入にかかわりますので、概算要求時点において文部科学省とも協議の上詰めていくことですが、現時点では未定でございます。ただ、先ほどご審議いただきましたような扱いであれば、取るとしてもそれほど大きな額にはならないのではないかと考えております。

それからもう一つ、研究所の取り扱いにつきましては、評価費用としては加算要素としてございませんが、先ほど資料5の関連のところでご覧いただきましたように、全体の機関別認証評価の必須基準の中で、教育活動と関連する側面から研究活動についてもこの認証評価の対象となるという構成ですので、その研究所が各大学研究科や学部等の教育に関連する活動をしている範囲において必要に応じて各大学でこれを記述していただくことになるかとご理解いただければと思います。

○ 3ページのIVで、「大学評価基準の内容」ということで書かれてましたが、(2)の1段落目は11の基準は大学として満たすことが必要と考える内容ということで基準の意味が書いてあるんですが、選択的評価基準のほうには何も書いていないですね。ここにはぴったりの言葉わかりませんが、大学の目的を評価するために必要な基準とか、認証として評価するための基準とか、そんな言葉を入れたほうがいいのではないのでしょうか。その上で見ますと、資料5-2が資料7に加えられると思いますが、この資料7の29ページを見ると、選択的評価基準Bについては基準自体に、「大学の目的に照らして」という言葉が書かれています。研究活動については書いていないんですが、やはり、基準自体に要るのではないのでしょうか。趣旨のところには大学の目的に照らしてと書いてあるんですけども、入れておいたほうがはっきりするのではないかとということでございます。

○委員長 ありがとうございます。よろしいですね。

● ただいまご指摘の大綱の3ページのほうの記述を含めまして、機構のほうで検討させていただきたいと思います。

○ 日本語の問題なんですけども、基準のほうの26ページの「選択的評価基準について」というところの一つ目のパラグラフの次に1行あって、その次に、そこで、「評価結果を各大学にフィードバックすることにより」とありまして、その先のほうに「基準11までの正規課程における教育活動及びそれを支援する活動以外の各種の活動を評価するための枠組みとして、「研究活動の状況」と「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」の2つの選択的評価基準を設定しています」というのは、すごく読んでいてわかりにくいのですが、この「基準11までの正規課程における」から「枠組みとして」というこの波線の部分は切ってしまったほうがすっきりするのではないかと。大綱の3ページの説明では、「大学評価基準は、教育活動を中心として大学の総合的な状況を評価するために、11の基準及び選択的評価基準で構成されています」となっておりまして、こちらは両者にかかるから簡潔にまとめられたと思いますが、26ページのところは、少しわかりにくいので、もし整理できたら整理していただきたい。

○委員長 長いですね。ちょっとこれはまた日本語を検討していただいて、よろしく願いします。それではよろしいでしょうか。これもパブリックコメントをかけるのですか。

● これも先ほどの研究活動の状況等を含めまして、パブリックコメントしてご意見をいただき、その上で次回の委員会に諮るようにしたいと思います。

○委員長 また、そういう意味では、パブリックコメントの結果と一緒にご議論いただく機会がありますけども、よろしいでしょうか。それではありがとうございました。

(6) その他

○委員長 それでは次にまいりまして、本委員会の会議の公開の取り扱いについてお願いいたします。

● 資料8「独立行政法人大学評価・学位授与機構大学機関別認証評価委員会の会議の公開について（案）」をご覧ください。

ここの2、会議の傍聴のところでございます。今回の改正につきましては、機構内の事務局の中で大学機関別認証評価の担当の部署が、企画調整室から評価第1課に変わりましたことに伴い改正するものです。

○委員長 いかがでしょうか。よろしいですね。

それでは、スケジュール等につきまして説明をお願いします。

● 資料9「大学機関別認証評価に関するスケジュール」です。

本日、評価委員会を開催しておりますが、その後のスケジュールです。この後、本日のご審議等を踏まえまして、大綱、基準等を一番右側には書いていますが、関係機関等へパブリックコメントをかけ、その結果を次回の6月7日の委員会で最終的に決定することになるかと存じます。

また、評価部会の体制等を本日お決めいただきましたので、専門委員の選考委員会を5月13日に開催することとしております。その後、6月7日の第2回の大学機関別認証評価委員会をこの同じ場所で開催する予定としております。その会議等で専門委員の選考等もありますし、大学評価基準等を最終決定しまして、その後文部科学省へ変更の届け出を行うとともに、公表することとなります。7月以降につきましては、実際の評価部会に専門委員を委嘱し、評価部会等を開催しまして、実際の評価に入っていく形になるかと存じます。あとのスケジュールにつきましてはご覧いただきたいと存じます。

○委員長 ありがとうございます。何かご質問がございますか。よろしいでしょうか。それでは、今日の議事は以上であります。

何か特別のご意見があれば、ご発言をいただきたいと思いますが、よろしいですか。それでは、ありがとうございます。これで閉会といたします。

— 了 —